

平成22年6月11日

第2187号

毎週火・金曜日発行

## 秋田県公報



## 目 次

## 告 示

- 青少年に有害な図書類の指定（288・県民文化政策課）…………… 1
- 平成22年度製菓衛生師試験の実施（289・生活衛生課）…………… 1
- 鳥獣保護区及び特別鳥獣保護区の指定のための公聴会（290・自然保護課）…………… 3
- 市街地再開発事業の事業計画の変更の認可（291・建築住宅課）…………… 4
- 建設業の許可の取り消し（292・鹿角地域振興局総務企画部）…………… 4
- 建設業の許可の取り消し（293・秋田地域振興局総務企画部）…………… 5
- 保安林の指定解除予定通知（294・秋田地域振興局農林部）…………… 5
- 建設業の許可の取り消し（295・仙北地域振興局総務企画部）…………… 5
- 道路区域の変更（296・雄勝地域振興局建設部）…………… 6

## 公 告

- 条件付き一般競争入札の実施（消防学校）…………… 6
- 土地改良区の役員の退任の届出（秋田地域振興局農林部）2件…………… 7

## 選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（50）…………… 7
- 各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（51）…………… 8

## 告 示

## 秋田県告示第288号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和53年秋田県条例第33号）第9条第1項の規定により、次の図書を青少年に有害な図書類として指定し、平成22年6月11日から施行する。

平成22年6月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 図書

指定番号	図 書 名	発 行 所	指 定 理 由
10627	裏ネタ JACK 6月号	株式会社ダイアプレス	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
10628	バスターコミック 7月号	ティーアイネット	
10629	MAN-ZOKU	株式会社イー・ジェイプランニング	
10630	SLENDER Girls 2	株式会社ダイアプレス	
10631	ロリメロ 3	株式会社オークス	
10632	未熟MI・JU・KU	株式会社オークス	
10633	全国縦断美少女図鑑	株式会社ブレインハウス	
10634	MEKIRA 7月号	株式会社ブレインハウス	
10635	恥じらいの素顔	マイウェイ出版	
10636	TATTOO 27	マイウェイ出版	

## 秋田県告示第289号

製菓衛生師法（昭和41年法律第105号）第4条第1項の規定により、次のとおり平成22年度製菓衛生師試験を実施するので、製菓衛生師法施行細則(昭和42年秋田県規則第14号)第2条第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年6月11日

秋田県知事 佐竹 敬久

## 1 試験の日時及び場所

### (1) 日時

平成22年10月19日（火）午後1時から午後3時30分まで

### (2) 場所

秋田市山王三丁目1番1号 秋田県庁第2庁舎 8階大会議室

## 2 試験科目

### (1) 衛生法規

### (2) 公衆衛生学

### (3) 食品学

### (4) 食品衛生学

### (5) 栄養学

### (6) 製菓理論及び実技

ただし、受験者が菓子製造技能士である旨を受験願書提出時に申し出た場合は、「(6) 製菓理論及び実技」を免除する。

## 3 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者

(2) 学校教育法第47条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事した者

(3) 製菓衛生師法の施行の際（昭和41年12月26日）、現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第47条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が3年をこえている者、又は製菓衛生師法の施行の日後3年をこえるに至った者

## 4 受験申込みに必要な書類

(1) 受験願書 正副2通（提出書類に不明な点があった場合などに連絡することがあるので、受験願書には電話番号を必ず記入すること。）

### (2) 添付書類

ア 最終学校卒業証明書 1通（ただし、卒業証明書の氏名と受験願書の氏名が異なる場合は、戸籍抄本1通を添付すること。）

イ 厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したこと、又は2年以上菓子製造業に従事したことを証する書類 1通

（ただし、3 受験資格中の(3)に該当する者にあつては、昭和41年12月26日時点で3年以上従事していたことを証する書類又は昭和41年12月26日後に従事年数が3年をこえるに至ったことを証する書類1通）

ウ 写真 受験願書提出前6か月以内に撮影した脱帽上半身正面向で名刺型のもの（7センチメートル×5センチメートル） 1枚

(3) 菓子製造技能士である者が「製菓理論及び実技」の試験免除を希望する場合は、技能検定合格証書の写し

## 5 受験願書用紙の交付

### (1) 期間

土曜日、日曜日及び祝祭日を除き、平成22年7月16日（金）から同年8月16日（月）までの午前8時30分から午後5時まで

### (2) 場所

各地域振興局福祉環境部又は生活環境部生活衛生課（郵送で交付を求める場合は、封筒の表に「願書請求」と朱書きし、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。）

交付場所

機 関 名	連 絡 先
生活環境部生活衛生課	〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号 電話番号018-860-1593

北秋田地域振興局大館福祉環境部環境指導課	〒018-5601 大館市十二所字平内新田237-1 電話番号0186-52-3953
北秋田地域振興局鷹巣阿仁福祉環境部環境指導課	〒018-3393 北秋田市鷹巣字東中岱76番地の1 電話番号0186-62-1167
山本地域振興局福祉環境部環境指導課	〒016-0815 能代市御指南町1番地10号 電話番号0185-55-8027
秋田地域振興局福祉環境部環境指導課	〒018-1402 潟上市昭和乱橋字古開172番1 電話番号018-855-5173
由利地域振興局福祉環境部環境指導課	〒015-0885 由利本荘市水林408番地 電話番号0184-22-4121
仙北地域振興局福祉環境部環境指導課	〒014-0062 大仙市大曲上栄町13番62号 電話番号0187-63-3403
平鹿地域振興局福祉環境部環境指導課	〒013-8503 横手市旭川一丁目3番46号 電話番号0182-32-4005
雄勝地域振興局福祉環境部環境指導課	〒012-0857 湯沢市千石町二丁目1番10号 電話番号0183-73-6155

## 6 受験願書の受付

### (1) 期間及び時間

土曜日、日曜日及び祝祭日を除き、平成22年7月16日（金）から同年8月16日（月）までの午前8時30分から午後5時まで

郵送の場合は、必要書類と「受験願書チェックシート」を併せて締切日までの消印があるものに限り受け付ける。

### (2) 場所

住所地を管轄する地域振興局福祉環境部。ただし、秋田市及び県外に居住する者にあつては、潟上市昭和乱橋字古開172番地1 秋田地域振興局福祉環境部（電話018-855-5173）で受け付ける。

## 7 受験手数料

### (1) 額

9,400円

### (2) 納付方法

受験願書の提出の際、秋田県証紙により納付すること。

なお、県外からの受験者で、秋田県証紙により受験手数料を納付できない場合は、必ず願書提出前に秋田地域振興局福祉環境部（電話018-855-5173）に問い合わせをすること。

## 8 受験票の交付

受験票は、受験願書受付後、生活環境部生活衛生課から郵送で交付する。

## 9 試験当日について

### (1) 試験開始10分前には着席すること。

### (2) 原則的に遅刻を認めないが、やむをえない事情による場合は受験を許可する。しかし、受験時間の延長はしない。また、試験開始時間から1時間以上遅れた場合は、試験会場への入室を認めない。なお、当日の天候や公共交通機関の事故等の回避不能な事象により受験者の会場到着が遅れることが見込まれた場合は、試験開始時間を遅らせることがある。

## 10 合格者の発表

平成22年11月19日（金）午後1時から同年12月20日（月）まで、県庁正面広告板、各地域振興局福祉環境部掲示板及び生活環境部生活衛生課のホームページに掲載するとともに、合格者には書面で通知する。

## 11 試験についての問い合わせ先

生活環境部生活衛生課食品安全・安心班（電話018-860-1593）又は各地域振興局福祉環境部環境指導課

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第6項及び同法第29条第4項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(昭和54年秋田県規則第24号)第2条第1項の規定に基づき、告示する。

平成22年6月11日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1(1) 日時 平成22年7月2日 午前10時
- (2) 場所 鹿角市花輪字六月田1番地 鹿角地域振興局 3階 大会議室
- (3) 案件 東山鳥獣保護区の指定について
- 2(1) 日時 平成22年7月5日 午後1時
- (2) 場所 秋田市山王四丁目1番2号 秋田地域振興局 5階 第2会議室
- (3) 案件 高尾山鳥獣保護区及び特別鳥獣保護区の指定について
- 3(1) 日時 平成22年7月5日 午後2時
- (2) 場所 秋田市山王四丁目1番2号 秋田地域振興局 5階 第2会議室
- (3) 案件 仁別鳥獣保護区の指定について
- 4(1) 日時 平成22年7月6日 午後1時
- (2) 場所 横手市旭川一丁目3番41号 平鹿地域振興局 3階 大会議室
- (3) 案件 赤倉沢山鳥獣保護区の指定について
- 5(1) 日時 平成22年7月7日 午前10時
- (2) 場所 由利本荘市水林366番地 由利地域振興局 1階 第2会議室
- (3) 案件 浜館鳥獣保護区の指定について
- 6 公聴会開催に関する問い合わせ先  
秋田県生活環境部自然保護課

#### 秋田県告示第291号

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第38条第1項の規定により、次のとおり市街地再開発事業の定款の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年6月11日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 市街地再開発組合の名称  
中通一丁目地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間  
平成21年2月6日から平成25年3月31日まで
- 3 施行地区  
秋田市中通一丁目1番から3番まで、4番1、4番2、5番、6番、7番1、7番2、8番1、8番4、8番5、14番1、15番1、15番2、16番1、16番3、17番、18番1、18番2、18番9、18番14、18番15、18番16、20番1、21番1から21番5まで、21番7及び63番2
- 4 事務所の所在地  
秋田市中通一丁目3番24号
- 5 設立認可の年月日  
平成21年2月6日
- 6 定款の変更の認可の年月日  
平成22年6月11日

#### 秋田県告示第292号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年6月11日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 処分をした年月日  
平成22年5月28日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
株式会社村木組  
鹿角市花輪字小坂26番地4

代表取締役 村 木 通 良

秋田県知事許可(特-17)第14040号

3 処分の内容

さく井工事業に係る一般建設業許可の取り消し

4 処分の原因となった事実

平成22年5月28日付けでさく井工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

**秋田県告示第293号**

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年6月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 処分をした年月日

平成22年6月2日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

有限会社宮沢工業

秋田市南通みその町4番47号

代表取締役 宮 沢 京 子

秋田県知事許可(般-18)第10221号

3 処分の内容

管工事業に係る一般建設業許可の取り消し

4 処分の原因となった事実

平成22年6月2日付けで管工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

**秋田県告示第294号**

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する予定であるので、同法第30条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成22年6月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

森 林 の 所 在 場 所					全 面 積		保安林面積実測 (ヘクタール)	保安林解除 面積実測 (ヘクタール)	指定の 目 的	解除の 理 由
郡市	町村	(大字)	字	地番	台 帳 (平方メ ートル)	実 測 (ヘクタ ール)				
秋田市		飯 島	堀 川	84番224	7	0.0007	0.0007	0.0007	飛砂の 防備 公衆の 保健	公共施 設用地 とする ため
秋田市		飯 島	堀 川	84番225	339	0.0339	0.0339	0.0339		
秋田市		飯 島	堀 川	84番226	8	0.0008	0.0008	0.0008		
合 計					354	0.0354	0.0354	0.0354		

(関係図面は、省略し、農林水産部森林整備課及び秋田地域振興局農林部並びに秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**秋田県告示第295号**

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年6月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日  
平成22年5月31日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
株式会社東北商事  
大仙市泉町4番28号  
代表取締役 田 口 成 美  
秋田県知事許可(特-17、般-17)第8395号
- 3 処分の内容  
建築工事業、電気工事業、管工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業許可並びに土木工事業、機械器具設置工事業及び消防施設工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実  
平成22年5月31日付けで土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、機械器具設置工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

## 秋田県告示第296号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成22年6月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間		敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	稲庭高松線	A	湯沢市皆瀬字白沢230番地先から字峠ノ沢56番2まで	5.00~35.00	1.081
			A	湯沢市皆瀬字白沢230番地先から字峠ノ沢56番2まで	5.00~58.00	1.081
	新	稲庭高松線	B	〃	14.50~58.00	1.003
			C	湯沢市皆瀬字白沢230番から209番地先まで	8.00~36.50	0.163

## 2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 雄勝地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成22年6月11日から同月24日まで

## 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により、公告する。

平成22年6月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 入札に付する事項

- (1) 入札を行う役務の名称及び数量  
秋田県消防学校先進地視察旅行業務委託 1式
- (2) 入札案件の仕様等  
入札説明書及び仕様書並びに条件書による。
- (3) 履行期間  
平成22年6月28日から同年8月19日まで
- (4) 履行場所  
秋田市雄和椿川字山籠49 秋田空港

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
  - (2) 旅行業法(昭和27年7月18日法律第239号)第3条に基づく旅行業及び旅行業者代理業の登録を受けた者であること。
  - (3) 秋田県内に本社、支社又は営業所を有すること。
  - (4) 過去2年以内に80人以上の団体旅行業務を複数回履行した実績があること。
  - (5) 当該入札に係る入札説明書及び仕様書並びに条件書の交付を受けた者であること。
- 3 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び仕様書並びに条件書の交付場所  
郵便番号018-1301 由利本荘市岩城内道川字築館1番地1  
秋田県消防学校総務班(電話0184-73-2850)
  - (2) 入札説明書及び仕様書並びに条件書の交付方法  
秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成22年6月11日(金)から同月21日(月)までの午前9時から午後5時までの間、(1)に掲げる場所で交付する。
- 4 入札執行の日時及び場所
- (1) 平成22年6月28日(月)午前11時 秋田県消防学校管理研修棟2階視聴覚室
  - (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所  
平成22年6月28日(月)午前10時55分 3(1)に掲げる場所
- 5 その他
- (1) 提出書類等  
入札に参加を希望する者は、入札説明書に記載された必要書類を平成22年6月23日(水)午後5時までに3(1)に掲げる場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
  - (2) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 入札の無効  
秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第166条に規定するところによる。
  - (4) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、くじにより決定する。
  - (5) 入札保証金及び契約保証金  
秋田県財務規則第160条から第163条まで及び第177条から第179条までに規定するところによる。
  - (6) その他  
詳細は、入札説明書による。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、男鹿市福川土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年6月11日

秋田県知事 佐竹敬久

退任理事の住所及び氏名

男鹿市福川字起上ヶ120番地

鈴木清晴

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、昭和土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年6月11日

秋田県知事 佐竹敬久

退任監事の住所及び氏名

潟上市昭和大久保字北野大崎道添27番地4

菅原道盛

## 選挙管理委員会告示

秋選管告示第50号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成22年6月11日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

50分の1の数 18,592

3分の1の数（選挙権を有する者の総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

221,597

#### 秋選管告示第51号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成22年6月11日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

#### 選挙区別

秋田市	89,357
能代市山本郡	26,443
横手市	28,194
大館市	22,473
男鹿市	9,659
湯沢市雄勝郡	20,613
鹿角市鹿角郡	11,724
由利本荘市	24,200
潟上市	9,659
大仙市仙北郡	31,975
北秋田市北秋田郡	11,588
にかほ市	7,770
仙北市	8,618
南秋田郡	7,591

発行者 秋 田 県  
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)  
印刷所 株式会社 松原印刷社

秋田市山王四丁目1番1号

秋田市山王七丁目5番29号

電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005

URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>

秋田市山王七丁目5番29号

印刷者 松原 繁雄